



私たちにできること



市民のみなさんにできること

地球温暖化防止・省エネ

●「あつぎチャレンジ eco ライフ 25」に取り組みましょう。

日々の生活の中で、ちょっと気を付けるだけで環境にやさしいライフスタイルを実践することができます。市では、誰でも気軽に取り組める25の提案を「あつぎチャレンジ eco ライフ 25」にまとめました。みなさんも、今日からできそうな取組を始めてみてください。

「あつぎチャレンジ eco ライフ 25」は、下の URL をクリックしてご確認ください。

(前半)

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyoku/kyouiku/d031654.html>

(後半)

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyoku/kyouiku/d031655.html>

◇問合せ先：環境政策課 Tel.225-2746



●環境関連イベントに参加しましょう。

市では、環境保全に対する意識を高めるため、環境基本計画推進団体「エコ・アップ・あつぎ」と協働で、「環境市民学習講座」開催しています。

また、身の回りの環境をテーマにした「あつぎ環境写真展」も毎年開催します。

ぜひ、みなさんも参加して、楽しみながら環境のことを考えてみてください。



(平成 28 年度 環境市民学習講座
「バスでいく施設見学会」
日本科学未来館〈東京都江東区〉)



(平成 28 年度 環境市民学習講座
「厚木の大豆を使って手作り味噌を作ろう」〈市民交流プラザ〉)

●地球環境にやさしい太陽光発電の事業用地に適した土地を探しています。
(売却又は賃貸)

◇募集条件

1. 登録の応募者は土地所有者（又はその代表者）であること。
2. 南方向に障害物等がなく、太陽光発電に適した土地であること。
3. 面積がおおむね 500 平方メートル以上であること。
4. 農地でないこと。

◇問合せ先：環境政策課 Tel225-2746

●奨励金制度を活用して、太陽光発電システムなどを設置しませんか。

◇スマートハウス導入奨励金制度

□交付対象機器

- ・太陽光発電システム（10kW未満）
- ・蓄電池システム（リチウムイオン蓄電池又はEV+PCS）
- ・エネルギー管理システム（HEMS）
- ・燃料電池システム
- ・太陽熱利用システム（強制循環型に限る。）



太陽光パネル

□交付対象者

1. 設置場所に住民登録を有する個人
2. 自らの家で利用し、省エネルギーに積極的に努めるために対象機器を設置した方
3. 市税の滞納がない方



HEMS(ヘムス)機器

◇ゼロ・エネルギー・ハウス導入奨励金制度

□対象住宅

国のゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の補助金を得た住宅

□交付対象者

1. 市内に住所を有する個人
2. 市内にZEHを新築し、購入し、又はZEHに改築し、当該ZEHに居住する個人
3. 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）により、補助金交付決定を受けた方
4. 市税の滞納がない方

◇問合せ先：環境政策課 Tel225-2746

●環境にもお財布にもやさしい、省エネ機器や高効率機器の買い換えを検討しませんか。

◇省エネ機器、高効率機器は、使用する電力や熱量が少なく済むので、地球温暖化を抑止するだけでなく電気・ガス料金の削減にもなります。

例えば、毎年毎年新しい機種が販売される家電製品は、デザインが新しくなるだけでなく省エネ性能も高まっています。10年前（2005年度）のエアコンと現在のものを比較すると、温室効果ガスの最も大きな割合を占める二酸化炭素の排出量は年間で170kg程度削減でき、これは、杉の木12本分の二酸化炭素吸収量に相当します。また、電気料金は年間で8,000円前後安くなります。古い機器を長く大切に使うことも大切ですが、頃合いを見て買い換え、エコライフを実践することも必要です。

◇今お使いの電化製品を買い換えたらどのくらい電力が削減でき、電気量を節約できるか調べるには、環境省のインターネットサイト「省エネ製品買換ナビゲーション『しんきゅうさん』」が便利です。(<http://shinkyusan.com/simulate.html>)

●みどりのカーテンを設置し、省エネに努めましょう。

◇みどりのカーテンは、夏場には太陽の光を遮り、部屋の温度を下げるため、エアコンの温度を抑えることができます。また、緑豊かなまちは、私たちの心に潤いを与え、快適な住環境をつくれます。

◇毎年、「みどりのカーテングランプリ」を開催していますので、ぜひご応募ください。みなさんの自慢のカーテンをお待ちしています。

◇「みどりのカーテングランプリ」の募集日程等が決まりましたら、「お知らせ・募集」のサイトやホームページや広報あつぎ等でお知らせします。みどりのカーテンの育て方講座も開講しますので、ぜひチャレンジしてください。

◇問合せ先：環境政策課 Tel225-2746



市長賞
白石 勅昭 さん
(みどりのカーテングランプリ 2016)

●水資源を大切にしましょう。

◇近年では、降水量が極端に多い年と少ない年が増えています。

都市部では、建物や自動車の排熱から郊外に比べ気温が高くなり、急激に発達した積乱雲が局地的な集中豪雨を発生させ、コンクリートで固められた地面は、大量の水を逃がすことができず、道路の冠水や家屋の浸水被害も発生しています。

◇雨水を雨水貯留槽などに溜めて、都市部に小さなダムをたくさんつくることで、このような被害を軽減することができます。

◇節水に取り組み、水資源を大切に利用するとともに、大雨から都市部を守る雨水貯留槽の設置をご家庭でも検討してください。

◇問合せ先：環境政策課 Tel225-2749

車に乗るとき

●地球環境にやさしい電気自動車への乗り換えを検討しませんか。 (EV+PCS で、スマートハウス導入奨励金制度を活用できます。)

◇電気自動車は、ガソリン等による温室効果ガスを発生しないため、クリーンで環境にやさしい乗り物です。

電気自動車では 100%充電したときの走行距離が 230 km 程度。同じくらいの車格を持つガソリン車は 23.0km/L 程度ですから、走行距離はガソリン車に比べて物足りなさを感じますが、サービスエリアや街中の充電スポットは増えてきています。

1 回の急速充電の所要時間は 30 分程度。走行したい距離に併せて充電時間を自分で調節することも可能です。レジャーであれば、途中途中で休憩を取りながら、ゆったりと旅するスタイルもなかなか良いものです。

◇通勤や買い物などの近距離であれば、とても快適に利用できますし、車に蓄電した電気を家庭で使う機能もあり、災害時の電力としても期待されています。

◇市では、電気自動車への蓄電を家庭の電力として使用するシステムに奨励金制度を設けています。(問合せ先：環境政策課 Tel225-2746)

◇市内に 6 か所の急速充電器(有料)を設置していますので、ぜひご利用ください。

設置場所：厚木市役所本庁舎、依知北公民館、依知南公民館、
睦合西公民館、相川公民館、文化会館



市長と保育園児が充電

問合せ先：産業振興課 Tel225-2830

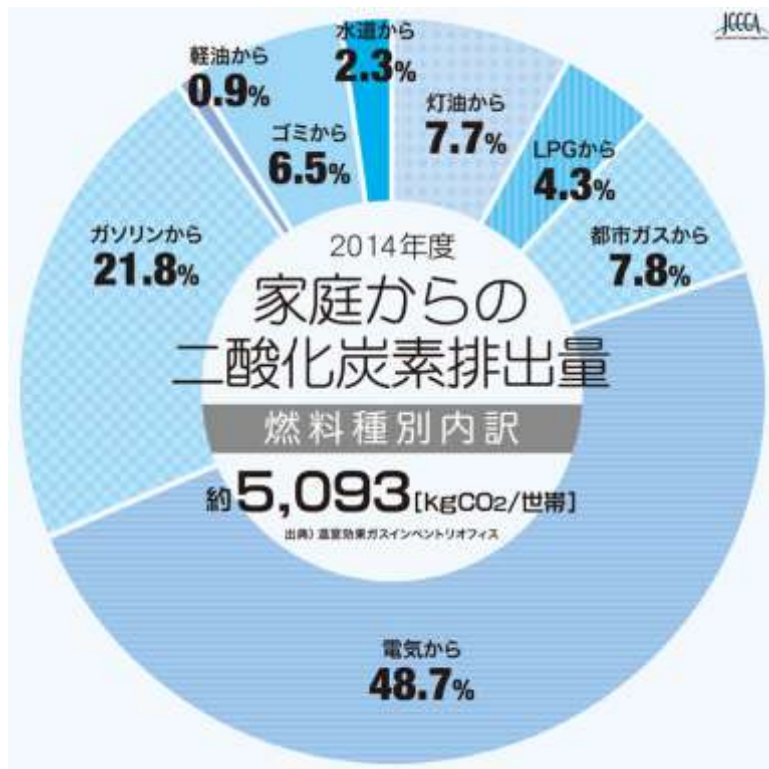
財産管理課 Tel225-2083 (厚木市役所本庁舎のみ)

●エコドライブで、自動車排出ガスによる地球温暖化を抑止しましょう。

◇地球温暖化を促進する温室効果ガス。中でも家庭から排出される二酸化炭素排出量の 22.9%は、ガソリンの使用を要因とします。エコドライブで、地球温暖化を抑止しましょう。

◇エコドライブの心得

- ①ふんわりアクセルで、発進から 5 秒の間に時速 20 km を目安にしましょう。
- ②車間距離をとって、無駄な加速・減速をしないようにしましょう。
- ③減速時は、早めにアクセルから足を離し、エンジnbrake を活用しましょう。
- ④エアコンは、冬場はガラスの曇りを取り除く程度とし、基本的に OFF にしましょう。
- ⑤無駄なアイドリングはやめましょう。
- ⑥渋滞を避けたルートを選びましょう。
- ⑦タイヤの空気圧を定期的にチェックし、最適な状態に整備しましょう。
- ⑧不要な荷物を積んだまま走らないようにしましょう。
- ⑨迷惑駐車をして、他の車が無駄な減速・加速する原因をつくらないようにしましょう。
- ⑩燃費を意識し、効果的なエコドライブを心掛けましょう。



(参考) 出典：温室効果ガスインベントリオフィス
◇問合せ先：生活環境課 Tel225-2752

●公共交通機関を利用しましょう。

◇市では、バス停付近への自転車駐輪場の整備や、バス停上屋やベンチの設置に補助金を交付するなど、みなさんが快適に公共交通機関を利用できる環境の整備を推進しています。自家用車の使用を控え、自動車排出ガスを抑制することで、地球温暖化の防止に取り組みましょう。

◇問い合わせ先：自転車駐輪場 交通安全課 Tel225-2760
バス停上屋、ベンチ 都市計画課 Tel225-2357



まつかけ台バス停上屋・ベンチ

ごみ

●「もったいない」と思う気持ちを大切にしましょう。

◇今、市内で「もえるごみ」の日にたくさんの「手付かずの食品」が捨てられています。市内では年間約 26,000 トンの厨芥類（生ごみ）が、捨てられ、食品ロス（＝食べられるのに捨てられてしまう食品）は、推計で約 5,959 トンにもなります。その量は、一人一日当たり 70g。卵 L サイズ 1 個分、食パン 5 枚切り 1 枚分に相当します。一方、世界では、1 分間に 17 人の人が、飢餓で亡くなっています。世界の人に食べ物が平等に行き渡るように、「もったいない」と思う気持ちを大切にライフスタイルを見直しましょう。



「もえるごみ」として捨てられた手つかずの食品

◇問合せ先：環境事業課 Tel.225-2780

●ごみ問題を知って、ごみの減量に取り組みましょう。

◇ごみ問題の大きな課題は三つあります。

- ① ごみを減量し、燃やす量を少なくして地球温暖化を抑止する。
- ② 天然資源を枯渇させないために、可能な限り資源を再生利用する。
- ③ 焼却後に発生する焼却灰の埋め立て場所を確保する。

◇ごみを燃やすと温室効果ガスが発生し、地球温暖化を促進します。燃やす量が少なければ少ないほど、発生する温室効果ガスを抑制することができることから、一人一人が「もえるごみ」の減量を心掛けることが大切です。

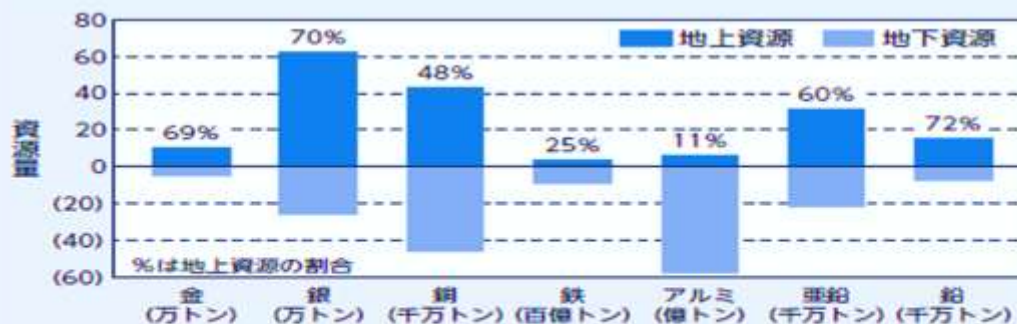
◇私たちは、経済活動において天然資源を採掘し、様々なものを生み出して快適に生活しています。しかし、天然資源は、既にかかなりの量が採掘され、例えば金や銀などは、残る埋蔵量が 30%と推定されています。将来にわたって安定した経済活動を確保し、快適な生活を送るためには、資源を確実に回収し、再生利用することが必要です。

都市鉱山比率及び地上資源と地下資源の推定量

世界の埋蔵量に対する我が国の都市鉱山の比率



主な金属の地上資源と地下資源の推定量

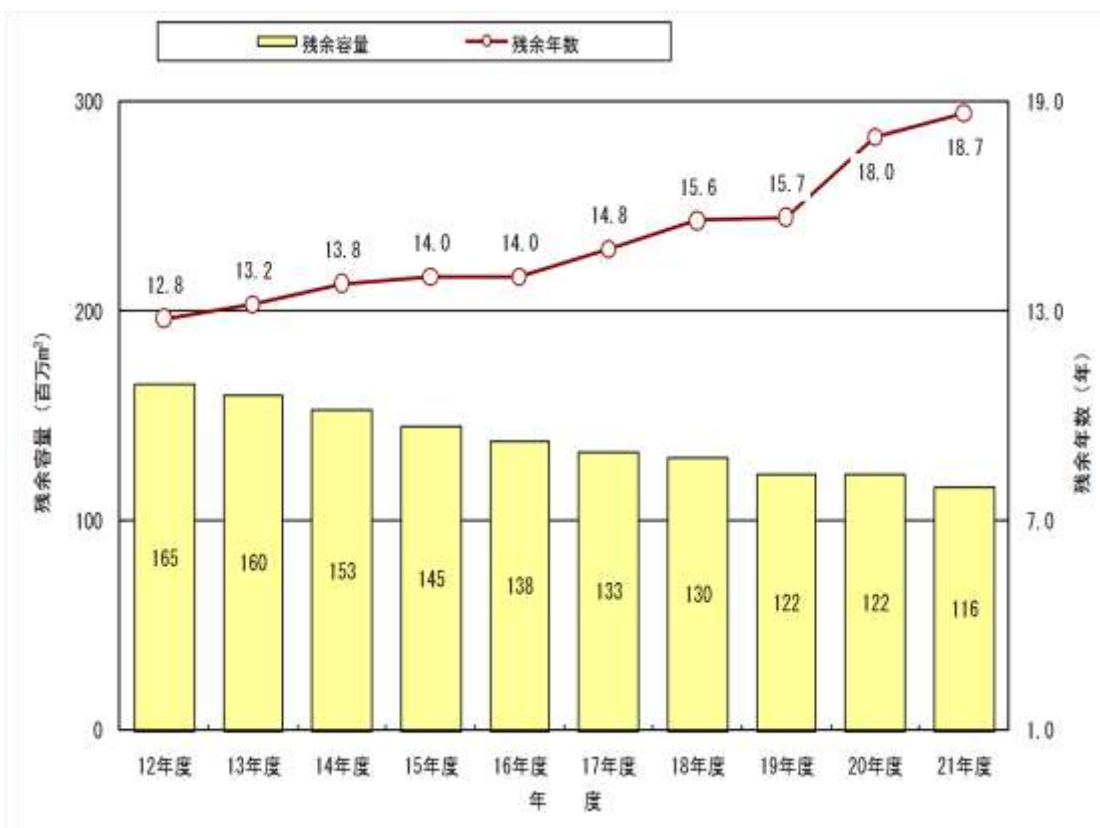


注：地上資源はこれまでに採掘された資源の累計量、地下資源は可採埋蔵量を示す。

資料：独立行政法人物質・材料研究機構

◇厚木市は、焼却灰を埋め立てる最終処分場を持っていないため、県外に運んで埋立てをしています。19年後には、全国で稼働している最終処分場が全て満杯になると言われています。

最終処分場がいっぱいになってしまうと、新たに埋め立てる場所を確保しなければなりません。それはなかなか困難です。このため、ごみをできるだけ減らし、埋め立て場所を有効に利用していくことが必要です。



◇問合せ先：環境事業課 Tel.225-2780

●ごみの減量に取り組むポイントは？

- ◇一人 1 日卵 1 個分の重さのごみを減らすことを目指しましょう。
- ◇食品は計画的に購入し、消費しましょう。
- ◇生ごみはギュッと絞って水分を 1 割カットしてから出しましょう。
- ◇「3010（さんまるいちまる）運動」に参加しましょう。宴会等のはじめの 30 分と終わりの 10 分は席について食事を楽しみ、食べ残しを減らしましょう。
- ◇外食するときに、食べきれないと思ったら、「少なめにしてください。」と声をかけましょう。
- ◇ごみの分別を徹底しましょう。特に「もえるごみ」に混入している資源は三つあります。
 - ①雑がみ（お菓子の箱、ティッシュの箱、ダイレクトメール等）
 - ②プラスチック製容器包装（プラマークのついたもの）
 - ③せん定枝せん定枝は、少ない量（スーパーの袋 1 袋程度）でも戸別回収を行っています。資源として回収されたせん定枝は肥料として再利用されます。
- ◇簡易包装されている商品を積極的に購入しましょう。
- ◇お店で回収している資源は、お店に戻しましょう。
- ◇お買い物にはエコバッグを併用し、必要以上にビニール袋をもらわないようにしましょう。
- ◇問合せ先：環境政策課Tel225-2749、環境事業課 Tel225-2780

●資源の循環に協力しましょう。

- ◇みなさんが資源を分別し、事業者が資源を再生して製品を作っても、売れなければ資源循環が成立しません。エコマークなどを目印に環境に配慮した商品を優先して購入して、資源循環の一環を担ってください。
- ◇問合せ先：環境事業課 Tel225-2780

きれいな住環境

●不法投棄を許さないまちをつくりましょう。

- ◇不法投棄される特定の箇所は、次のような手段を講じましょう。
 - ①柵などで防護する。
 - ②不法投棄防止の看板を設置する。（環境事業課で配布しています）
 - ③まめにごみを拾うなどいつもきれいにする。
 - ④死角をなくすなど見通しをよくする。
- ◇問合せ先：環境事業課 Tel225-2780



「悲しい不法投棄」
撮影者 大沼 優 さん



「許せない『危険溶剤』不法投棄」
撮影者 中丸 武夫 さん

（第 8 回あつぎ環境写真展入選作品から）

●落書きをさせないまちにしましょう。

- ◇市内では、郊外での道路の外壁、橋りょう、ガードレールに落書き被害が目立ってきています。落書きについては、「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」で禁止していますが、街の美観を損ねるだけでなく、放置すると犯罪を助長することになります。
- ◇市では、安心安全な生活環境を守るため「厚木市落書き防止マニュアル」を作成しました。落書きへの意識を高め、「早期発見・通報・消去」を基本に、このマニュアルを活用いただき、「落書きをさせないまちづくり」に積極的に取り組んでください。
- ◇落書きの消去は、施設管理者が行うことが基本ですが、活動ボランティアが消去する場合は、消去の溶剤、ペンキ、ハケ等の原材料の支給を市に申請することができます。
- ◇問合せ先：生活環境課 Tel225-2750（直通）



自然環境を守る

●里地里山活動に参加しませんか。

- ◇市北西部の丘陵地には里山が広く分布しています。ところが、近年では、雑木林が燃料として使われることがなくなり、また、面積が狭く手間がかかる棚田は作付けが見送られるなど、段々と人の管理が行き届かなくなっています。
- ◇里山の田畑や雑木林を守ることは、そこに生活する人たちだけの問題ではなく、市街地に生活する人にとっても、生物多様性の保全はもとより、自然ダムとしての機能や水の浄化などの恩恵をもたらしています。
- ◇この里山を豊かな自然のシンボルとして守り、本市の原風景としていくため、市では、荻野と七沢の2か所で、参加者たちと地域の団体のみなさんとが一緒に自然とのふれあいを楽しみながら汗を流し、里地里山を保全、再生する活動に取り組んでいます。みなさんも一緒に里地里山の保全活動に取り組んでみませんか。
- ◇問合せ先：環境政策課 Tel225-2746

●外来種から地域固有の生き物を守りましょう。

- ◇外来種とは、もともとその地域に生息していなかったのに、人の手で他の地域から入ってきた動植物のことを指し、特に、海外からの外来種で、日本の生態系に被害を及ぼすおそれがあるものに限り、外来生物法で国（環境省）が「特定外来生物」として指定しています。
- ◇5月から7月頃にかけて鮮やかな黄色の花をつける「オオキンケイギク」は繁殖力が強く、在来生物を追いやるなど、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして「特定外来生物」に指定されています。最近では、川沿の土手に多く見られるようになったことから、見掛けたら、駆除をお願いしています。見掛けでも、絶対に持ち帰ったり、植えたりしな

いでください。



オオキンケイギク

◇問合せ先：環境政策課 Tel225-2746

●写マップあつぎ外来生物調査隊 隊員募集!!

◇市では、「写マップあつぎ 外来生物調査隊」の隊員を募集しています。

◇隊員は、特定外来生物らしきものを発見した場合、スマートフォンからその画像と位置情報を投稿します。

◇市は、この投稿をもとに環境団体等と連携して、特定外来種であるか確認を行い、インターネットにその情報を公開するとともに、効果的、効率的な駆除対策を検討し、自治会や環境団体等と連携した駆除作業を行っていきます。

◇特定外来生物とは？

オオキンケイギク

アレチウリ

オオハンゴンソウ

オオフサモ など

◇隊員になるためには、ユーザー登録が必要です。登録に必要な情報は、メールアドレス、パスワード、ニックネームの三つだけ。ぜひご登録ください。



(<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyoutayousei/d032288.html>)

◇問合せ先：環境政策課 Tel225-2746

●農地を守り、緑とそこに生息する生き物を守りましょう。

◇市では、農家の育成、遊休農地の有効利用や荒廃農地を解消に向けて、農地の貸し借り制度を推進し、農地を貸した人と借りた人に奨励金を交付しています。ぜひご検討ください。

◇奨励金の金額は、次のとおりです。

利用権の設定がされた農地の1筆ごとの面積に、次の100㎡当たりの単価を乗じて得た額となります。(100㎡未満は切り捨て)

- ・3年間 1,000円/100㎡
- ・6年間 2,000円/100㎡
- ・9年間 3,000円/100㎡

◇問合せ先：農業政策課 Tel225-2800

●農業経営を応援します。

◇市では、都市農業支援センターと連携しながら農業経営に関するご相談を受け付けています。

◇問合せ先：農業政策課 Tel225-2800

都市農業支援センター Tel221-5511

●農業体験しませんか。

◇市では、「農ふれあい教室」を開催しています。親子やご夫婦で、プロ（農家）の指導を受けながら植付けから収穫まで一連の農作業を体験してみませんか。収穫した農作物は持ち帰って、新鮮な味を楽しむことができます。日程の詳細は、「お知らせ・募集」のサイトや広報あつぎ等でお知らせします。ぜひチャレンジしてみてください。

◇問合せ先：農業政策課 Tel225-2800



●地元で生産された農畜産物を食べましょう。

◇市では、市民朝市や夕焼け市、農業まつりなどを通して、地産地消の体制を推進しています。

地産地消は、消費者が新鮮で安価なおいしい農畜産物を買求めるだけでなく、生産者の農業経営を後押しするとともに、農地を棲みかとする生き物たちを守ることができます。また、地産地消は、生産地と販売地が近接しているため、食品輸送車両の排気ガスを削減し、地球温暖化を抑制する効果があります。みなさんも地元の農畜産物をたくさん食べて元気な毎日を過ごしてください。

◇市民朝市

開催時期 毎週日曜日

開催場所 厚木市文化会館 北側駐車場（恩名 1-9-20）

開催時間 4月～9月 午前5時30分～午前7時まで

10月～3月 午前6時～午前7時まで

◇夕焼け市

開催時期 4月中旬から10月末までの毎週水曜日

開催場所 荻野運動公園

開催時間 4月中旬～8月 午後5時から
9月～10月末 午後4時から

(4月の開始時期は、「お知らせ・募集」のサイトや広報あつぎ等でお知らせします。)

◇農業まつり

味覚祭 毎年8月に開催 畜産祭・収穫祭 毎年11月に開催

(日程の詳細は、「お知らせ・募集」のサイトや広報あつぎ等でお知らせします。)

◇問合せ先：農業政策課 Tel225-2801



市民朝市



夕焼け市

●森を守りましょう

◇森林は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化を抑止する役割や生き物の宝庫として生物多様性の保全と創出の役割、雨を貯留し河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を防ぐ役割、土砂崩れなどの災害を防ぐ役割などたくさんの機能を持つ大切な資源です。

◇市の林業に携わる人は、年々減少し、手入れが行き届かなくなって荒廃した森が目立つようになっています。



間伐前の森林



間伐後の森林

◇人の手を入れて、適切に管理をしないと、森林の持つ機能は衰えてしまいます。間伐は、木がしっかり根を張り、元気に育つために大切な作業です。間伐を行わないと、地面が暗くなり、下草が生えず、土壌が弱くなるため、土砂崩れの原因となったり、生態系を変化させ、そこに棲(す)む生き物たちが生活の場を失ったりします。

◇市では、森林の大切さを知っていただくために、森林とふれあい、豊かな恵みを体験する「森林づくり体験教室」を実施しています。イベントの詳細が決まったら、「お知らせ・募集」のサイトや広報あつぎ等でお知らせしますので、ぜひ参加してください。

問合せ先：農業政策課 Tel225-2800

◇市民参加型の森林ボランティアによる里山の広葉樹林の整備を実施しています。詳しく

は、森林づくりボランティア協会（Tel228-7955）にお問い合わせください。
◇問合せ先：農業政策課 Tel225-2800

●森林セラピーを体験しませんか。

◇七沢地区周辺は、森林医学の専門家にリラックス効果が実証された、森林セラピーを体験できる「森林セラピー基地」として認定されています。

セラピーロードで森林ウォーキングを楽しみ心身をリフレッシュしたり、森林セラピープログラムを楽しんだりできます。

特別なイベント開催時には、「お知らせ・募集」のサイトや広報あつぎ等でお知らせしますので、ぜひ参加してください。



◇問合せ先：観光振興課 Tel225-2820

●きれいな水を守りましょう。

◇地球にはおよそ 14 億㎥の水があると言われていたますが、海水や南・北極地域の氷を除くと、私たちの生活に利用できる淡水はわずか 8%しかありません。私たちは、公共下水道や合併処理浄化槽などの技術により、生活の中で使用した水を浄化して海や川に戻し、水を循環させて使用しています。

◇いつまでもきれいな水を使えるように、公共下水道污水管の供用開始区域にお住まいの方（建物の所有者）は、敷地内の污水を公共下水道污水管に流してください。また、公共下水道污水管の未供用区域にお住まいの方で、単独処理浄化槽をご利用の方は、生活排水全般を浄化する機能を持つ合併処理浄化槽への転換をお願いします。

◇市では、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所から合併処理浄化槽への転換に係る経費の一部を補助しています（新築を除く。）。詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

◇問合せ先：公共下水道 下水道総務課 Tel225-2367

合併処理浄化槽 生活環境課 Tel225-2750

●潤いとやすらぎを与えてくれる河原を守りましょう。

◇「ふるさとの母なる河川」相模川を大切にし、未来の子ども達へと引き継ぐ美しい環境と清流を守るため、例年 5 月中旬～下旬の日曜日に相模川クリーンキャンペーンを実施しています。みなさんのご参加をお待ちしています。

◇実施日は、「お知らせ・募集」のサイトや広報あつぎ等でお知らせします。

◇問合せ先：河川ふれあい課 Tel225-2381



会場となった相模川・中津川・小鮎川の三川合流点と旭町スポーツ広場近くには、市民ら約3,000人が集まり、早朝からごみ拾いに汗を流しました。

緑を守る

●草花を育てて、緑あふれる公園にしませんか。

◇市では、公園の草花の植栽、育成管理、清掃等の維持管理をするボランティア団体を募集し、春と秋に草花を配布しています。一緒に緑あふれる公園をつくりませんか（5名以上の団体で申し込むことができます。）。

◇問合せ先：公園緑地課 Tel225-2412



若宮公園



中町公園

●地域の緑を増やしませんか。

◇市では、公共性の高い用地の緑化活動を行っているボランティア団体に草花等を配布し支援しています。仲間と一緒に身近に緑を増やして潤いと安らぎのあるまちをつくりませんか（団体登録が必要です。）。

◇問合せ先：公園緑地課 Tel225-2412

●道路を緑で彩りませんか。

◇市では、市道の清掃、除草、草花の植付け、維持管理を行うボランティア団体に、清掃に必要な道具、草花の苗や球根、植付けに必要な用具の支援を行っています。

◇自治会・老人会・子ども会・サークルなどのほか、企業やNPOなどの団体で申し込むことができます。ぜひ、美しいまちづくりにご協力ください。

◇問合せ先：道路維持課 Tel225-2339

●家の庭やベランダなどを緑やお花で飾りましょう。

◇庭に植物を植えたり、家の壁面を緑で飾ったり、玄関やベランダにプランターを設置して草花を植えるなどして、緑に囲まれた生活を楽しみませんか。

◇特に都市部の緑を増やすことは、ヒートアイランド現象を防ぎ、局地的な大雨や冠水を防ぐとともに、緑から緑へ旅する生き物の休憩所となり、生物多様性を保全します。

◇問合せ先：環境政策課 Tel225-2749

おしゃれなまちに

● 広告物の設置には、ルールがあります。

◇屋外広告物は、街に活気をもたらす、私たちの生活に様々な情報を提供してくれますが、設置の方法によっては、街並みや自然景観を乱し、落下などによる事故の要因になることもあります。屋外広告物を設置するときは、神奈川県屋外広告物条例を遵守しなくてはなりません。詳細は、都市計画課にお問い合わせください。

◇問合せ先：都市計画課 Tel225-2401

● 建物の新築・増改築などを行うときは、届け出が必要な場合があります。

◇一定規模を超える建築物・工作物の新築・増改築等や開発行為を行う場合は、「厚木市景観計画」に沿って届出を行うことが必要です。建築物や工作物の色や高さ、緑化などの景観形成基準を統一して、美しい景観づくりをしましょう。

※届出が必要な建築物・工作物

建築物：当該建築物の高さが 10m を超えるもの又は床面積の合計が 1,000 m² 以上のもの

工作物：当該工作物の高さが 10m を超えるもの又は高さが 2m を超える擁壁で長さの合計が 20m を超えるもの

(<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/keikan/d014746.html>)

◇問合せ先：都市計画課 Tel225-2401

● 厚木市景観計画を知って、美しい街並みを創出しましょう。

◇地域の景観特性をいかした景観形成ガイドラインを参考に、美しい街並みの創出にご協力をお願いします。

(<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/keikan/d032437.html>)

◇問合せ先：都市計画課 Tel225-2401